

要望書

全国医学部長病院長会議は、国に対して以下の4点を強く求める。

1. 国は、今国会における複数の国会議員からの「国家戦略特別区域における医学部新設」に関する質問主意書の提出、及び予算委員会での質疑の趣旨を重く受け止め、質問の趣旨を曲げることなく真摯に回答する事を求める。
2. 国は、答弁で述べたことと、国の基本方針について曲げることなく着実に履行することを強く求める。
3. 国は、「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」の目的に反して一般の臨床医として勤務することのないようしかるべき法的措置を講ずる事を強く求める。
4. 文部科学省大学設置・学校法人審議会は、「本医学部新設」の審査に当たって、これら解決されていない多くの問題を内在していることを念頭に、納得する結論を出すよう強く求めるものである。

I. 第190回国会での国会法第74条に基づく質問主意書提出及び内閣からの答弁書発出と第6回予算委員会での質疑の経緯

1. 参議院議員相原久美子氏から平成27年1月19日、第190回国会に「国家戦略特別区域における医学部新設に関する質問主意書」が提出された。(質問17号) (別紙1)
これに対し平成28年1月29日内閣総理大臣安倍晋三名で答弁書第17号が発出された。(別紙2)」
2. 参議院議員水野賢一氏から平成27年3月15日、第190回国会に「国家戦略特別区域(成田市)における医学部及び附属病院新設に関する質問主意書」が提出された。(質問86号) (別紙3)さらに「国家戦略特別区域(成田市)における世界最高水準の「国際医療拠点」としての医学部及び附属病院新設に関する質問主意書」が提出された。(質問87号) (別紙5)
これに対し、平成28年3月29日内閣総理大臣安倍晋三名で答弁書第86号 (別紙4)、第87号 (別紙6)が発出された。
3. 参議院議員桜井充氏から平成28年3月17日、第190回国会予算委員会で「国家戦略特別区域における医学部新設の経緯と妥当性」について質疑が行われた。(別紙7)

参考：「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」平成27年7月31日、内閣府、文部科学省、厚生労働省 (別紙8)

II. 問題点

【質問主意書と内閣からの答弁書】

1. 相原久美子氏の質問17号の1、水野賢一氏の質問86号の1、質問87号の2での問題提起

国の方針では「世界最高水準の「国際医療拠点」をつくるという国家戦略特区の趣旨を踏まえた、国際的な医療人材の育成のための医学部新設の方針を定める。」「一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部とは次元の異なる、上記の目的に沿った際立った特徴を有する医学部とすること。」とされている。一方、成田市の説明では、医師不足・地域医療の崩壊を食い止めるため国家戦略特別区域を活用した医学部新設を提案したとされる。政府作成の方針には地域医療の充実強化の視点は見受けられないが、成田市の説明はこれと矛盾するものになっている。【※(質問87号) (別紙5)】

【国の答弁書(答弁書17号、86号、87号)】

質問17号、質問86号、質問87号に対する答弁書で一貫して、「この方針に掲

げる医学部新設の目的について、政府と同市との間で認識は一致していると考えている。」とした。

【問題点】

質問では、「国の方針」と成田市の説明（地域医療のため一般の臨床医育成を目的にしていると明言）の間の「齟齬」を問題にしているが「医学部新設の目的について、政府と同市との間で認識は一致」とし、事実に基づく「齟齬」に正面から答えていない。

2. 水野賢一氏の質問第 87 号の 1 「世界最高水準の国際医療拠点としてみなされるためには、国の条件の 8 項目においてどのような具体的な数値目標を持っているか。諸外国との国際比較踏まえた上で各数値を目標とした根拠を示されたい。また数値目標を持っていない場合には、その理由と新設される国際医療福祉大学医学部が「世界最高水準の「国際医療拠点」としての医学部」であることを示すためにどのようなことを担保するのかを明らかにされたい」との問題提起

【国の答弁書（答弁書第 87 号）】

「お尋ねの数値目標は設定していない」とし、また「内閣府、文部科学省及び厚生労働省としては、国際医療福祉大学はお尋ねの「世界最高水準の「国際医療拠点」としての医学部」を新設する予定であると承知している。」としている。

【問題点】

この度の医学部新設の keyword である「世界最高水準の「国際医療拠点」としての医学部」について、「予定であると承知している」のみで、なんら評価基準はなく、また今後も検証する体制や手順はないことを示しており、「留意点」が適正に実施されるか不明である。

3. 相原久美子氏の質問 17 号の 2 : 成田市分科会についての問題提起

「成田市分科会の出席者の大半が国、成田市及び学校法人国際医療福祉大学等の関係者である点、また、市民や医療関係者も出席させ、意見を議論に反映させるべき、審議時間は合計約四時間と非常に少なく、形式的な議論により結論が出されているのではないか。」

【国の答弁書（答弁書第 17 号）】

内閣府、千葉県成田市及び民間事業者の三者に加え、国家戦略特区ワーキンググループの民間有識者を構成員として、医学部新設に係る検討を行ってきた。また、地域医療や医学教育に知見を有する専門家からも意見を聴取するなど、慎重かつ適切に検討を重ねてきた。としている。

【問題点】

構成員が「内閣府、千葉県成田市及び民間事業者の三者に加え、国家戦略特区ワーキンググループの民間有識者」であり、そもそも国家戦略特別区域における医学部新設を推進する立場にあるもののみが構成員になっていることこそが問

題である。

「地域医療や医学教育に知見を有する専門家からも意見を聴取」とあるが、日本医師会、日本医学会、全国医学部長病院長会議など医療、医学、医学の代表機関の意見は聴取されていない。

また、審議時間の短さには回答していない。

4. 相原久美子氏の質問 17 号の 4 「関係団体からは、強く反対する旨の声明が発表されている。政府は、こうした反対意見や懸念に対して納得のできる説明をする必要がある」との問題提起

【国の答弁書（答弁書 17 号）】

「学校法人国際医療福祉大学の教員への応募については、応募者の所属機関に対し、応募者が同大学へ転出することで当該所属機関の医療活動に与える影響がない旨の書面の提出を求めると及び同大学の教員等の確保が地域医療に与える影響について検証及び評価を行う」としている。

【問題点】

関係団体からの懸念の表明や強く反対する旨の声明は「教員等の確保が地域医療に与える影響」のみを問題にしている訳ではない。意識的にその他の論点には触れていないように思える。

また、「納得のできる説明をする必要がある」との問題提起は無視されおり、国には納得のできる説明をする意思はないと思われる。

5. 水野賢一氏からの質問 86 号の 2 「成田市周辺地域には急性期病院が多数存在している。医療法上の病床規制を撤廃した上で国際医療福祉大学の附属病院が建設されれば、医療供給体制の過剰を来し、医療の混乱・崩壊を招くという危惧も指摘されている。」との問題提起

【国の答弁書（答弁書 86 号）】

「国際医療福祉大学の附属病院が開設される場合は医療法に規定する基準病床数を超えることとなる。当該附属病院の開設について許可の申請が行われた場合には、当該基準病床数の算定の特例の適用が必要となる。当該特例の適用が適切に行われるよう厚生労働省としては対応してまいりたい。」としている。

【問題点】

質問の趣旨である「成田市周辺の医療供給体制の過剰を来し、医療の混乱・崩壊を招くという危惧」には全く答えていない。

「医療法に規定する基準病床数を超える」ことになる法令違反を「国が主導して特例が行われるよう対応したい。」とはどういうことか？国が規制すべき問題を国が主導して進める事は許されない。

6. 水野賢一氏からの質問 87 号の 2 「成田市と国際医療福祉大学によるプレゼンテ

ーション「国際医療学園都市構想」によれば、医学部の入学定員百四十名のうち二十名は海外からの留学生を含め国際舞台での医療の担い手となる人材として教育するが、百二十人は国内の医師不足の解消を図るため、地域医療の担い手として教育するとされている。これでは世界最高水準の「国際医療拠点」のための医療人材の育成とは言えないという指摘もある。「将来国際救護等の国際的な医療援助や国際的な医療保健機関で働くことを志向する医師のみの育成とし、卒業後は一定期間海外赴任を義務づけるなどを医学部新設の認可要件とすべき」との問題提起

【国の答弁書（87号）】

「発展途上国からの留学生や将来国際救護等の国際的な医療援助や国際的な医療保健機関で働くことを志向する医師のみの育成」をすること及び「卒業後は一定期間（自治医科大学と同様の九年間程度）の海外赴任を義務づけること」を「医学部新設の認可要件とすべき」という考え方は持っていない。」とした。

【問題点】

答弁の前半部は1. で国が答弁している事と矛盾している。

7. 水野賢一氏からの質問 87 号の「附属病院における診療体制の在り方＝一般医療は周辺の地域医療に影響を与えない程度の必要最小限に抑え」についての問題提起

【国の答弁書（答弁書 87号）】

大学の設置は、国家戦略特別区域法上規制の特例措置の適用を受けるが、附属病院における診療は当該規制の特例措置の適用を受けないものではない。従って、政府としては、お尋ねの考え方は持っていない。

【問題点】

4の問題と連携する。

【第16回予算委員会での質疑】

8. 桜井充氏の第190回国会予算委員会での「国家戦略特別区域における医学部新設の経緯と妥当性」について質疑
 - 1) 特区における医学部新設に関する方針からみれば、「一般の医療者の育成はできないことになっている」また、「地域医療に携わることはしないということ」でよろしいのか。この点に関しては5回にわたって質問した。

【国の答弁】

○内閣地方創生推進室 川上室長代理：「お答えいたします。一般的なということではございませんで、国際的な医療人材の育成のための医学部という位置づけと承知しているところでございます。」

○厚生労働省 神田医政局長：「お答えいたします。一般的な診療に従事するというを主目的としているものではございません。ただし、その目的に反し

て一般の臨床医として勤務することというようなことになった場合には、長期間にわたって社会保障制度に影響を及ぼす可能性もあることから、医師需給を踏まえた全体の医学部定員の中で調整を行うということに基本方針の中で致しているところでございます。」

【問題点】

「一般的な診療に従事するということを目的としているものではございません」と言いつつ、「目的に反して一般の臨床医として勤務することというようなことになった場合」も想定しており将来言い逃れ出来るよう曖昧な答弁である。

また、水野賢一氏の質問 87 号の 2 「平成二十五年九月十一日に開催された国家戦略特別区域ワーキンググループ提案に関するヒアリングに提出された、成田市と国際医療福祉大学によるプレゼンテーション「国際医療学園都市構想」によれば、医学部の入学定員百四十名のうち二十名は海外からの留学生を含め国際舞台での医療の担い手となる人材として教育するが、百二十人は国内の医師不足の解消を図るため、地域医療の担い手として教育するとされている。」（別紙 5）とは大きな齟齬があり、国が十分に成田市と国際医療福祉大学を十分に指導できているとは考えにくい。

この点については、「○馳文部科学大臣： 留学生 20 名以外の 120 名ですが、20 名の留学生も含めた入学定員 140 人の全員を対象として、国際的な医療人材の育成のための教育を行うということについて、昨年 11 月に関係 3 省で確認を行っております。したがって、基本方針の趣旨を十分に踏まえて対応する必要があると思っています。」との答弁もある。

- 2) 桜井充氏からは「国家公務員として働いたことがある人の中でこの大学に勤務されている方は何人いるのか。につき資料請求している。また、文部科学省の事務次官経験者 2 名がこの大学で働いていることは確認済み。」との質問もあった。
- 3) 「三省で決めた方針のとおりにやっていただけるかどうかということが極めて大事なことと思います。」とまとめた。

最後は 3) の回答でまとめた形だが、国の大元の「方針」と異なる考え方で、成田市と国際医療福祉大学の方針が明らかにされており、現場では国が決めた方針に沿わないで進められているのは明らかである。国が当たり前の指導性を発揮できるかにかかっていると考える。